

○ 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）

改正案	現行
(定義) 第二条 この省令において「会社」、「外国会社」、「子会社」、「親会社」、「公開会社」、「取締役会設置会社」、「会計参与設置会社」、「監査役設置会社」、「監査役会設置会社」、「会計監査人設置会社」、「監査等委員会設置会社」、「指名委員会等設置会社」、「種類株式発行会社」、「取得請求権付株式」、「取得条項付株式」、「新株予約権」、「新株予約権付社債」、「社債」、「配当財産」、「組織変更」、「吸収分割」、「新設分割」又は「電子公告」とは、それぞれ法第二条に規定する会社、外国会社、子会社、親会社、公開会社、取締役会設置会社、会計参与設置会社、監査役設置会社、監査役会設置会社、会計監査人設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社、種類株式発行会社、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、社債、配当財産、組織変更、吸収分割、新設分割又は電子公告をいう。 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 六 (略)	(定義) 第二条 この省令において「会社」、「外国会社」、「子会社」、「親会社」、「公開会社」、「取締役会設置会社」、「会計参与設置会社」、「監査役設置会社」、「監査役会設置会社」、「会計監査人設置会社」、「委員会設置会社」、「種類株式発行会社」、「取得請求権付株式」、「取得条項付株式」、「新株予約権」、「新株予約権付社債」、「社債」、「配当財産」、「組織変更」、「吸収分割」、「新設分割」又は「電子公告」とは、それぞれ法第二条に規定する会社、外国会社、子会社、親会社、公開会社、取締役会設置会社、会計参与設置会社、監査役設置会社、監査役会設置会社、委員会設置会社、種類株式発行会社、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、社債、配当財産、組織変更、吸収分割、新設分割又は電子公告をいう。 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 六 (同上)

- 七 金銭等 法第百五十一条第一項に規定する金銭等をいう。
- 八 二十四 (略)
- 二十五 組織変更後株式会社 法第百四十六条第一項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。
- 二十六 社債等 法第百四十六条第七号二に規定する社債等をいう。
- 二十七・二十八 (略)
- 二十九 新設分割設立会社 法第百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社をいう。
- 三十 新設分割会社 法第百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。
- 3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 四十九 (略)
- 五十 分割型新設分割 新設分割のうち、新設分割計画において法第百六十三条第十二号又は第七百六十五条第一項第八号に掲げる事項を定めたものであって、新設分割会社が当該事項についての定めに従い新設型再編対価の全部を当該新設分割会社の株主に対して交付するものをいう。
- 五十一 六十六 (略)
- 4 (略)

- 七 金銭等 法第百五十一条に規定する金銭等をいう。
- 八 二十四 (同上)
- 二十五 組織変更後株式会社 法第百四十六条第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。
- 二十六 社債等 法第百四十六条第七号二に規定する社債等をいう。
- 二十七・二十八 (同上)
- 二十九 新設分割設立会社 法第百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。
- 三十 新設分割会社 法第百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。
- 3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 四十九 (同上)
- 五十 分割型新設分割 新設分割のうち、新設分割計画において法第百六十三条第十二号又は第七百六十五条第一項第八号に掲げる事項を定めたものであって、新設分割会社が当該事項についての定めに従い新設型再編対価の全部を当該新設分割会社の株主に対して交付するものをいう。
- 五十一 六十六 (同上)
- 4 (同上)

（設立時又は成立後の株式の交付に伴う義務が履行された場合）

第二十一条 次に掲げる義務が履行された場合には、株式会社の
その他資本剰余金の額は、当該義務の履行により株式会社に対
して支払われた金銭又は給付された金銭以外の財産の額が増加
するものとする。

一 法第五十二条第一項の規定により同項に定める額を支払う
義務（当該義務を履行した者が法第二十八条第一号の財産を
給付した発起人である場合における当該義務に限る。）

二 法第五十二条の二第一項各号に掲げる場合において同項の
規定により当該各号に定める行為をする義務

三 法第二百二条の二第一項の規定により同項に規定する支払を
する義務

四 法第二百十二条第一項各号に掲げる場合において同項の規
定により当該各号に定める額を支払う義務

五 法第二百十三条の二第一項各号に掲げる場合において同項
の規定により当該各号に定める行為をする義務

六 法第二百八十五条第一項各号に掲げる場合において同項の
規定により当該各号に定める額を支払う義務

七 新株予約権行使した新株予約権者であつて法第二百八十
六条の二第一項各号に掲げる者に該当するものが同項の規定

（設立時又は成立後の株式の交付に伴う義務が履行された場合）

第二十一条 次に掲げる義務が履行された場合には、株式会社の
その他資本剰余金の額は、当該義務の履行により株式会社に対
して支払われた額が増加するものとする。

一 法第五十二条第一項の規定により同項に定める額の全部又
は一部を支払う義務（当該義務を履行した者が法第二十八条
第一号の財産を給付した発起人である場合における当該義務
に限る。）

（新設）

（新設）

二 法第二百十二条第一項各号に掲げる場合において同項の規
定により当該各号に定める額の全部又は一部を支払う義務

（新設）

三 法第二百八十五条第一項各号に掲げる場合において同項の
規定により当該各号に定める額の全部又は一部を支払う義務
（新設）

により当該各号に定める行為をする義務

(純資産の部の区分)

第七十六条 純資産の部は、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分しなければならない。

一 (略)

二 株式会社 of 連結貸借対照表 次に掲げる項目

イハ (略)

ニ 非支配株主持分

三 (略)

29 (略)

(税等)

第九十三条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額(連結損益計算書にあつては、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額)の次に表示しなければならない。

一・二 (略)

(削る)

(純資産の部の区分)

第七十六条 純資産の部は、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分しなければならない。

一 (同上)

二 株式会社 of 連結貸借対照表 次に掲げる項目

イハ (同上)

ニ 少数株主持分

三 (同上)

29 (同上)

(税等)

第九十三条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額(連結損益計算書にあつては、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額)の次に表示しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる項目は、連結損益計算書に限る。

一・二 (同上)

三 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失として表示した額に第一号及び前号に掲げる額を加減して得た額

(削る)	(削る)	2 (略)	(当期純損益金額)	第九十四条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損益金額」という。）は、当期純利益金額として表示しなければならない。	一 (略)	二 (略)	三 前条第一項各号に掲げる項目の金額	四 (略)	2 (略)	3 連結損益計算書には、次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、当期純利益金額又は当期純損失金額の次に表示しなければならない。	一 当期純利益として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの
------	------	----------	-----------	--	-------	-------	--------------------	-------	----------	---	--

四 税金等調整前当期純利益として表示した額があるときは、当該額のうち少数株主持分に属するもの	五 税金等調整前当期純損失として表示した額があるときは、当該額のうち少数株主持分に属するもの	2 (同上)	(当期純損益金額)	第九十四条 第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号及び第五号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損益金額」という。）は、当期純利益金額として表示しなければならない。	一 (同上)	二 前条第一項第五号に掲げる項目の金額	三 (同上)	四 前条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる項目の金額	五 (同上)	2 (同上)	(新設)
--	--	-----------	-----------	--	--------	---------------------	--------	------------------------------	--------	-----------	------

二 当期純損失として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの 4 連結損益計算書には、当期純利益金額又は当期純損失金額に当期純利益又は当期純損失のうち非支配株主に帰属する額を加減して得た額は、親会社株主に帰属する当期純利益金額又は当期純損失金額として表示しなければならない。 5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、臨時計算書類の損益計算書の当期純損益金額の表示については、適当な名称を付すことができる。	3 前二項の規定にかかわらず、臨時計算書類の損益計算書の当期純損益金額の表示については、適当な名称を付すことができる。
第四章 株主資本等変動計算書等 第九十六条 (略) 2 株主資本等変動計算書等は、次の各号に掲げる株主資本等変動計算書等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分して表示しなければならない。 一 (略) 二 連結株主資本等変動計算書 次に掲げる項目 イハ (略) ニ 非支配株主持分 三 (略) 3 6 (略) 7 資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式に係る項目は	第四章 株主資本等変動計算書等 第九十六条 (同上) 2 株主資本等変動計算書等は、次の各号に掲げる株主資本等変動計算書等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分して表示しなければならない。 一 (同上) 二 連結株主資本等変動計算書 次に掲げる項目 イハ (同上) ニ 少数株主持分 三 (同上) 3 6 (同上) 7 資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式に係る項目は

、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。

一 当期首残高（遡及適用、誤謬の訂正又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定をした場合にあつては、当期首残高及びこれに対する影響額。次項において同じ。）

二・三 （略）

8 評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

一・三 （略）

9 （略）

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

第一百二条 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、当該注記は当該各号に掲げる事項に区分しなければならない。

一・二 （略）

、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。

一 当期首残高（遡及適用又は誤謬の訂正をした場合にあつては、当期首残高及びこれに対する影響額。次項において同じ。）

二・三 （同上）

8 評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額、新株予約権及び少数株主持分に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

一・三 （同上）

9 （同上）

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

第一百二条 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、当該注記は当該各号に掲げる事項に区分しなければならない。

一・二 （同上）

三 会計方針に関する次に掲げる事項

イ・ニ (略)

2 (略)

(一株当たり情報に関する注記)

第百十三条 一株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額(連結計算書類にあつては、一株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は当期純損失金額)

三 (略)

(計算関係書類の提供)

第百二十五条 計算関係書類を作成した取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会の指定した監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会の指定した監査委員)に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

(監査等委員会の監査報告の内容)

三 会計処理基準に関する次に掲げる事項

イ・ニ (同上)

2 (同上)

(一株当たり情報に関する注記)

第百十三条 一株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一 (同上)

二 一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額

三 (同上)

(計算関係書類の提供)

第百二十五条 計算関係書類を作成した取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会の指定した監査委員)に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

第二百二十八条の二 監査等委員会は、計算関係書類及び会計監査

報告（第三百三十条第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。この場合において、監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

一 監査等委員会の監査の方法及びその内容

二 第二百二十七条第二号から第五号までに掲げる事項

三 監査報告を作成した日

2 前項に規定する監査報告の内容（同項後段の規定による付記を除く。）は、監査等委員会の決議をもつて定めなければならない。

（会計監査報告の通知期限等）

第三百三十条 （略）

2 4 （略）

5 第一項及び第二項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする（以下この章において同じ。）。

一・二 （略）

三 監査等委員会設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分

（新設）

（会計監査報告の通知期限等）

第三百三十条 （同上）

2 4 （同上）

5 第一項及び第二項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする（以下この章において同じ。）。

一・二 （同上）

（新設）

に
応じ、当該イ又はロに定める者

イ 監査等委員会が第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査等委員を定めた場合 当該通知を受ける監査等委員として定められた監査等委員

ロ イに掲げる場合以外の場合 監査等委員のうちいずれかの者

四 指名委員会等設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ・ロ (略)

(会計監査人の職務の遂行に関する事項)

第三百三十一条 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監査役に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一～三 (略)

(会計監査人設置会社の監査役等の監査報告の通知期限)

第三百三十二条 (略)

三 委員会設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ・ロ (同上)

(会計監査人の職務の遂行に関する事項)

第三百三十一条 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監査役に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一～三 (同上)

(会計監査人設置会社の監査役等の監査報告の通知期限)

第三百三十二条 (同上)

2 計算関係書類については、特定取締役及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）の監査を受けたものとみなす。

（計算書類等の提供）

第百三十三条 法第四百三十七条の規定により株主に対して行う提供計算書類（次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条に定めるところによる。

一・二 （略）

三 会計監査人設置会社 次に掲げるもの

イ・ニ （略）

ホ 計算書類に係る監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社）にあつては監査委員会）の監査報告

2 計算関係書類については、特定取締役及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査を受けたものとみなす。

（計算書類等の提供）

第百三十三条 法第四百三十七条の規定により株主に対して行う提供計算書類（次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条に定めるところによる。

一・二 （同上）

三 会計監査人設置会社 次に掲げるもの

イ・ニ （同上）

ホ 計算書類に係る監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、委員会設置会社）にあつては監査委員会）の監査報告があるときは、当該監査報告（二以上の監査役が存する

があるときは、当該監査報告（二以上の監査役が存する株式会社（監査役会設置会社を除く。）の各監査役の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあっては、一又は二以上の監査役の監査報告）

へ（略）

2・3（略）

4 提供計算書類に表示すべき事項（株主資本等変動計算書又は個別注記表に係るものに限る。）に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を発出する時から定時株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（会社法施行規則第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下この章において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第八項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に並び、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

株式会社（監査役会設置会社を除く。）の各監査役の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあっては、一又は二以上の監査役の監査報告）

へ（同上）

2・3（同上）

4 提供計算書類に表示すべき事項（個別注記表に係るものに限る。）に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を発出する時から定時株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（会社法施行規則第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下この章において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に並び、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

5 (略)

6 第四項の規定により計算書類に表示した事項の一部が株主に對して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役、會計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、現に株主に對して提供された計算書類が監査報告又は會計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であることを株主に對して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を株主に對して通知しなければならない。

7 (略)

8 第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち株主資本等変動計算書又は個別注記表に係るもの以外のものに係る情報についても、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

(連結計算書類の提供)

第百三十四条 (略)

25 (略)

6 第四項の規定により連結計算書類に表示した事項の一部が株主に對して第一項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、會計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、現に株主に對して提供された連結計算書類が監

5 (同上)

6 第四項の規定により計算書類に表示した事項の一部が株主に對して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役、會計監査人又は監査委員会が、現に株主に對して提供された計算書類が監査報告又は會計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であることを株主に對して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を株主に對して通知しなければならない。

7 (同上)

(新設)

(連結計算書類の提供)

第百三十四条 (同上)

25 (同上)

6 第四項の規定により連結計算書類に表示した事項の一部が株主に對して第一項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、會計監査人又は監査委員会が、現に株主に對して提供された連結計算書類が監査報告又は會計

査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を株主に対して通知しなければならぬ。

7
(略)

第二章 計算書類等の承認の特則に関する要件

第三百三十五条 法第四百三十九条及び第四百四十一条第四項（以下この条において「承認特則規定」という。）に規定する法務省令で定める要件は、次の各号（監査役設置会社であつて監査役会設置会社でない株式会社にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告（監査役会設置会社にあつては、第三百二十八条第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。）の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

三 第三百二十八条第二項後段、第三百二十八条の二第一項後段又は第三百二十九条第一項後段の規定により第一号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付記された内容が前号の意見でないこと。

監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を株主に対して通知しなければならぬ。

7
(同上)

第二章 計算書類等の承認の特則に関する要件

第三百三十五条 法第四百三十九条及び第四百四十一条第四項（以下この条において「承認特則規定」という。）に規定する法務省令で定める要件は、次の各号（監査役設置会社であつて監査役会設置会社でない株式会社にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当することとする。

一 (同上)

二 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会又は監査委員会の監査報告（監査役会設置会社にあつては、第三百二十八条第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。）の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

三 第三百二十八条第二項後段又は第三百二十九条第一項後段の規定により第一号の会計監査報告に係る監査役会又は監査委員会の監査報告に付記された内容が前号の意見でないこと。

四・五 (略)

(計算書類に関する事項)

第百五十二条 法第四百四十九条第二項第二号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第四百四十九条第二項第二号の株式会社をいう。

以下この条において同じ。）が法第四百四十条第一項又は第

二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ 電子公告により公告をしているときは、法第九百十一条

第三項第二十八号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第

四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 法第九

百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

三〇六 (略)

第五章 剰余金の分配を決定する機関の特則に関する要件

第百五十五条 法第四百五十九条第二項及び第四百六十条第二項（以下この条において「分配特則規定」という。）に規定する

四・五 (同上)

(計算書類に関する事項)

第百五十二条 法第四百四十九条第二項第二号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第四百四十九条第二項第二号の株式会社をいう。

以下この条において同じ。）が法第四百四十条第一項又は第

二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ・ロ (同上)

ハ 電子公告により公告をしているときは、法第九百十一条

第三項第二十九号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第

四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 法第九

百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三〇六 (同上)

第五章 剰余金の分配を決定する機関の特則に関する要件

第百五十五条 法第四百五十九条第二項及び第四百六十条第二項（以下この条において「分配特則規定」という。）に規定する

。法務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 前号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとする意見がないこと。

三 第二百二十八条第二項後段、第二百二十八条の二第一項後段又は第二百二十九条第一項後段の規定により第一号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付記された内容が前号の意見でないこと。

四 (略)

(剰余金の配当等に関して責任をとるべき取締役等)

第二百五十九条 法第四百六十二条第一項各号列記以外の部分に規定する法務省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 法第四百六十一条第一項第一号に掲げる行為 次に掲げる者

イ・ロ (略)

ハ 分配可能額の計算に関する報告を監査役(監査等委員会及び監査委員会を含む。以下この条において同じ。)又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をし

。法務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 (同上)

二 前号の会計監査報告に係る監査役会又は監査委員会の監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとする意見がないこと。

三 第二百二十八条第二項後段又は第二百二十九条第一項後段の規定により第一号の会計監査報告に係る監査役会又は監査委員会の監査報告に付記された内容が前号の意見でないこと。

四 (同上)

(剰余金の配当等に関して責任をとるべき取締役等)

第二百五十九条 法第四百六十二条第一項各号列記以外の部分に規定する法務省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 法第四百六十一条第一項第一号に掲げる行為 次に掲げる者

イ・ロ (同上)

ハ 分配可能額の計算に関する報告を監査役(監査委員会を含む。以下この条において同じ。)又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役及び執行

た取締役及び執行役	二〇九（略）
十 法第百八十二条の四第一項の規定による請求に応じてする株式の取得 次に掲げる者	役 二〇九（同上） （新設）
イ 株式の取得による金銭等の交付に関する職務を行った取締役	
ロ 法第百八十条第二項の株主総会に株式の併合に関する議案を提案した取締役	
ハ ロの議案の提案の決定に同意した取締役（取締役会設置会社の取締役を除く。）	
ニ ロの議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役	
十一・十二（略）	十・十一 （同上）